

○立命館大学研究職員規程

2012年11月28日

規程第1008号

(趣旨)

第1条 この規程は、研究活動に従事し、または研究プロジェクト等の推進および支援業務に従事することを目的とし、期間を定めて雇用する有期雇用研究職員および非常勤研究職員（以下「研究職員」という。）に関して必要な事項を定める。

(雇用種別)

第2条 有期雇用研究職員は、目的に応じて、次の各号に掲げる雇用種別とする。

- (1) 専門研究員 第5条第1号から第4号に掲げる研究機構（以下「各研究機構」という。）における研究活動に従事する者
- (2) 研究員 各研究機構における研究活動に従事する者

2 非常勤研究職員は、目的に応じて、次の各号に掲げる雇用種別とする。

- (1) 補助研究員 各研究機構が行う研究プロジェクト等の研究支援のため、専門的知識や技術等を必要とする業務に従事する者
- (2) リサーチアシスタント 各研究機構において、研究プロジェクト、共同研究、受託研究等に従事する者

(資格)

第3条 専門研究員となることができる者は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 博士の学位を取得している者
 - (2) 人文・社会科学の分野において、雇用年度の前年度の3月31日までに博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得し、雇用開始時現在大学院に在籍しない者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者
 - (3) 2009年度以前に博士課程に入学した者のうち、既に博士学位の申請を行い、当該任用年度内に学位取得予定の者
- 2 研究員となることができる者は、博士学位と同等の能力を有すると認められる者とする。
- 3 補助研究員となることができる者は、専門的知識や技術等を有する者とする。
- 4 リサーチアシスタントとなることができる者は、国費留学生など就労することに制限を受けている者を除き、本大学または他大学の大学院博士課程後期課程の正規課程に在学する者(前期課程と後期課程の区分を設けない博士課程の正規課程の3回生以上に在学する

者を含む。)とする。

(呼称)

第4条 研究職員の呼称は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 専門研究員のうち、雇用初年度の4月1日現在満35歳未満の者は、ポストドクトラルフェローと称することができる。

(所属)

第5条 研究職員の所属は、その研究分野に応じ、次の第1号から第6号に掲げる研究機構のいずれかとする。

- (1) 立命館グローバル・イノベーション研究機構
- (2) 立命館アジア・日本研究機構
- (3) 衣笠総合研究機構
- (4) BKC社系研究機構
- (5) 総合科学技術研究機構
- (6) OIC総合研究機構

(募集)

第6条 研究職員の募集方法は、前条に掲げる各研究機構の運営委員会の審議を経て、各機構長が決定する。

- 2 前項にかかわらず、研究高度化推進施策における専門研究員の募集方法は、研究委員会の審議を経て、副学長（研究担当）が決定する。

(選考)

第7条 研究職員の選考は、各研究機構の運営委員会で審議のうえ、第5条に掲げる各研究機構の機構長が決定する。

- 2 前項にかかわらず、第6条第2項に定める専門研究員の選考は、研究高度化推進施策に関わる審査委員会で審査し、各研究機構の運営委員会の審議を経て、各機構長が決定する。

(就業規則)

第8条 研究職員の就業等に関する事項は、有期雇用研究職員にあつては立命館大学有期雇用研究職員就業規則の、非常勤研究職員にあつては立命館大学非常勤研究職員就業規則の定めるところによる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、立命館大学ポストドクトラルフェロー任用規程および立命館大学研究支援者に関する規程は廃止する。

附 則（2016年3月2日 立命館アジア・日本研究機構およびOIC総合研究機構の設置に伴う一部改正）

この規程は、2016年3月2日から施行する。

別表 研究職員の英語による呼称

雇用種別	対外的呼称	英語による呼称
専門研究員	専門研究員	Senior Researcher
	ポストドクトラルフェロー	Postdoctoral Fellow
研究員	研究員	Researcher
補助研究員	補助研究員	Assistant Researcher
リサーチアシスタント	リサーチアシスタント	Research Assistant